

大分県報

平成二十八年
第二七八二号
五月二十七日

（金曜日）

目次

告示

保育士の登録に係る手数料の徴収事務の委託	一
特定非営利活動法人の設立認証申請	一
瀬戸内海環境保全特別措置法による特定施設の設置許可申請	一
農地中間管理機構の事業の特例に関する規程の変更承認	四
指定漁船調査の縦覧	四
土地改良区の定款変更認可（三件）	五
大分港西大分地区駐車場使用料徴収事務の委託	五
大分港港湾施設に係る港湾使用料の徴収事務の委託	五
大分港大在地区コンテナターミナル使用料の徴収事務の委託	五
別府港県営三号上屋使用料の徴収事務の委託	六
別府港北浜ヨットハーバー使用料の徴収事務の委託	六
都市計画事業の認可	六
建築基準法による道路位置の指定	六
契約者等の公示	六
土地改良区の役員の就退任	七
基本測量の実施	七

告示

大分県告示第三百四号
地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定により、次のとおり保育士の登録に係る手数料の徴収事務を委託した。

平成二十八年五月二十七日

平成二十八年五月二十七日

大分県知事 広瀬勝貞

- 一 受託者の住所及び名称
東京都千代田区麹町一丁目六番地二
社会福祉法人日本保育協会
理事長 大谷泰夫
- 二 委託期間
平成二十八年四月一日から
平成二十九年三月三十一日まで

大分県告示第三百五号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。

大分県知事 広瀬勝貞

- 一 申請のあった年月日
平成二十八年五月十一日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 真心会
- 三 代表者の氏名
白根 智
- 四 主たる事務所の所在地
臼杵市大字臼杵三十四番地の一
- 五 定款に記載された目的
この法人は、高齢者及び児童・生徒に対して、社会参加及び教育向上に関する事業として、老人の憩いの場づくりと青少年の健全育成を行うことにより、公共の福祉に寄与することを目的とする。

大分県告示第三百六号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項の規定により、次のとおり特定施設の設置の許可申請があった。
なお、次のとおり当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果

大分県報（告示）

種	能	力	類	汚水等の状態の値						項目	汚水等の一日当たりの量	使用の季節的変動	一日当たりの使用時間	使用時間間隔	使用開始予定年月日	工事完成予定年月日	使用着手予定年月日	種	能	力	類	りん含有量	mg/l			
				りん含有量	窒素含有量	浮遊物質	化学的酸素要求量	生物化学的酸素要求量	水素イオン濃度															単位	単位	単位
		〇・二二m ³ /日	洗浄施設(ステンレス製)二基	三	五	六〇	―	一〇〇	六〇八	通常の値	〇・五六	八時間	間欠	平二八・八・四	平二八・八・三	平二八・七・九	洗浄施設(ステンレス製)四基	〇・五六m ³ /日			三					
				五	七	八〇	―	一〇〇	六〇八	最大の値	〇・六九										五					
		項目	一日当たりの排出水量	排水口	汚水等の状態の値						項目	汚水等の一日当たりの量	使用の季節的変動	一日当たりの使用時間	使用時間間隔	使用開始予定年月日	工事完成予定年月日	使用着手予定年月日	種	能	力 <td>類</td> <td>りん含有量</td> <td>mg/l</td>	類	りん含有量	mg/l		
		単位	m ³ /日	排水口A	4 汚水等の処理の方法 5 設置される特定施設から排出される汚水は、全て公共下水道へ放流する。 排出水量及び汚染状態の値						単位	m ³ /日	単位	単位	単位	単位	単位	単位	単位	単位	単位	単位	単位	単位	単位	単位
		通常	二三五・二		三	五	六〇	―	一〇〇	六〇八	通常の値	〇・二二	八時間	間欠	平二八・八・四	平二八・八・三	平二八・七・九									
		最大	三〇八・七		五	七	八〇	―	一〇〇	六〇八	最大の値	〇・二七														

平成二十八年五月二十七日

大分県報(告示)

汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度	生物化学的酸素要求量	化学的酸素要求量	浮遊物質	窒素含有量	りん含有量
	mg/l	mg/l	mg/l	mg/l	mg/l	mg/l
	六・一～六・五	一・二五	三	〇	一・六二五	〇・六二五
	六・一～六・五	二・五	六	〇	三・二五	一・二五

その他参考となるべき事項
公共用水域への排出は逆浸透膜設備の濃縮排水のみ

二 事前評価に関する書面の縦覧期間及び縦覧場所

1 縦覧期間
平成二十八年五月二十七日から同年六月十七日まで

2 縦覧場所
大分県生活環境部環境保全課及び由布市役所

大分県告示第三百七号

農地中間管理機構（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第二条第四項に規定する農地中間管理機構をいう。）から申請のあった農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号。以下「法」という。）第九条第一項に規定する事業規程の変更については、次のとおり承認した。

平成二十八年五月二十七日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 申請者

大分県農地中間管理機構
公益社団法人大分県農業農村振興公社 理事長 安部 欣司

二 承認した日

平成二十八年四月一日

三 変更の承認に係る事業の種類

(1) 農地売買等事業（法第七条第一号に掲げる事業をいう。）

(2) 農地所有適格法人出資育成事業（法第七条第三号に掲げる事業をいう。）
(3) 研修等事業（法第七条第四号に掲げる事業をいう。）

大分県告示第三百八号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号。以下「施行令」という。）第五条第一項の規定により、次の一のとおり漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条第一項の規定による同意を求めるための事前届出があつたので、施行令第五条第三項の規定により、当該届出に係る指定漁船調書を次の二により縦覧に供する。

平成二十八年五月二十七日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 届出事項

1 発起人の住所及び氏名
豊後高田市香々地四千九百九十三番地

羽迫 光雅

豊後高田市堅来三百六十四番地

村田 輝之

豊後高田市見目五千七百八十二番地

高嶋 信行

2 加入区
香々地町加入区

3 漁船損害等補償法第百十三条第一項の申出をする漁業協同組合の名称
大分県漁業協同組合

二 指定漁船調書の縦覧

1 縦覧期間
平成二十八年五月二十七日から六月十日まで

2 縦覧場所

(一) 大分市府内町三丁目五番七号
大分県漁業協同組合事務所

(二) 豊後高田市見目七百五番地の四
大分県漁業協同組合香々地支店事務所

大分県告示第三百九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款変更を認可した。

平成二十八年五月二十七日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

土地改良区名	所在地	認可年月日
日田市土地改良区	日田市	平二八・五・一六

土地改良区名	所在地	認可年月日
野津土地改良区	白杵市	平二八・五・一六

大分県告示第三百十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款変更を認可した。

平成二十八年五月二十七日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

土地改良区名	所在地	認可年月日
野津土地改良区	白杵市	平二八・五・一六

土地改良区名	所在地	認可年月日
緒方井路土地改良区	豊後大野市	平二八・五・一六

大分県告示第三百一十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款変更を認可した。

平成二十八年五月二十七日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

土地改良区名	所在地	認可年月日
緒方井路土地改良区	豊後大野市	平二八・五・一六

土地改良区名	所在地	認可年月日
大分県告示第三百一十二号		

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条第一項の規定により、次のとおり大分港西大分地区駐車場の使用に係る使用料の徴収事務を委託した。

平成二十八年五月二十七日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 受託者の住所及び名称

福岡市博多区住吉一丁目二番二十五号ビジネスセンタービル五階
アマノマネジメントサービス株式会社福岡支店

支店長 川 端 武 史

二 委託期間

平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで

大分県告示第三百十三号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条第一項の規定により、次のとおり大分港港湾施設の使用に係る使用料の徴収事務を委託した。

平成二十八年五月二十七日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 受託者の住所及び名称

大分市豊海一丁目一番九号
特定非営利活動法人みなとまちづくり
理事長 橋 本 均

二 委託期間

平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで

大分県告示第三百十四号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条第一項の規定により、次のとおり大分港大在地区のコンテナターミナルの港湾施設の使用に係る使用料の徴収事務を委託した。

平成二十八年五月二十七日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 受託者の住所及び名称

大分市大字大在六番地
株式会社大分国際貿易センター
代表取締役社長 岡 周 司

二 委託期間

平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで

大分県報（告示）

大分県告示第三百十五号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、次のとおり別府港県営三号上屋の使用に係る使用料の徴収事務を委託した。

平成二十八年五月二十七日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 受託者の住所及び名称

別府市新港町九百四十二番五号

株式会社おおいた観光サービス

代表取締役 奥 村 伸 幸

二 委託期間

平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで

大分県告示第三百十六号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、次のとおり別府港北浜ヨットハーバーの港湾施設の使用に係る使用料の徴収事務を委託した。

平成二十八年五月二十七日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 受託者の住所及び名称

山口県宇部市南浜町二丁目七番二十一号

株式会社ササキコーポレーション

代表取締役 佐々木 勝 吉

二 委託期間

平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで

大分県告示第三百十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定により、次のとおり都市計画事業を認可した。

平成二十八年五月二十七日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 施行者の名称

佐伯市

二 都市計画事業の種類及び名称

佐伯都市計画公園事業

二・二・二十号 大手前公園

三 事業施行期間

平成二十八年五月二十七日から平成三十二年三月三十一日まで

平成三十二年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

佐伯市大手町二丁目地内

2 使用の部分

佐伯市大手町二丁目地内

大分県告示第三百十八号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のように道路の位置を指定した。

平成二十八年五月二十七日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

指定番号	指定位置	指定年月日	道路の幅員	道路の延長
白第二七一 二号	白杵市大字江無田字鍛冶 屋原九四六番七及び字柳 ノ元九二〇番一並びに九 二〇番一地先里道	平二八・五・一三	メートル 九・一三 （四・〇〇）	メートル 六六・二二

○公 告

次のとおり契約者等について公示する。

平成二十八年五月二十七日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 随意契約に係る役務の名称及び数量

平成二十八年度税総合及び自動車税システム維持管理業務 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

		大分県総務部税務課	
		大分市大手町三丁目一番一号	
		随意契約の相手方を決定した日	
		平成二十八年四月一日	
		随意契約の相手方の氏名及び住所	
		富士通株式会社大分支店 支店長 阿部 泰朋	
		大分市東春日町十七番五十八号	
		随意契約に係る契約金額	
		四十九万七千七百八十四円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）	
		契約の相手方を決定した手続	
		随意契約	
		随意契約の理由	
		地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十条第一項第一号に該当	
		土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、元治水井路土地改良区（由布市）から、退任役員及び就任役員の氏名及び住所について次のとおり届出があった。	
		平成二十八年五月二十七日	
		大分県知事 広 瀬 勝 貞	
		（退任役員）	
役名	氏名	住 所	
理事	佐藤 高信	由布市庄内町西三六一番地	
〃	首藤 清八郎	大分市大字野田四八七番地	
〃	三重野 邦人	由布市庄内町東長宝六七五番地一	
〃	宮崎 聖司	〃 挾間町北方六二番地一	
〃	田代 信一郎	〃 庄内町庄内原七四九番地	
〃	後藤 誠一	〃 挾間町古野一〇二五番地	
〃	渡邊 佑介	〃 挾間町赤野一一一五番地一	
		（就任役員）	
役名	氏名	住 所	
〃	姫野 利明	大分市大字野田八六三番地の二	
〃	芝野 隆行	由布市庄内町西長宝一〇六一番地	
監事	衛藤 重徳	〃 庄内町東大津留四二番地	
〃	安部 文男	大分市大字野田一九番地	
〃	津行 俊治	由布市庄内町高岡五四九番地	
理事	佐藤 高信	由布市庄内町西三六一番地	
〃	安部 文男	大分市大字野田一九番地	
〃	三重野 邦人	由布市庄内町東長宝六七五番地一	
〃	田代 信一郎	〃 庄内町庄内原七四九番地	
〃	後藤 誠一	〃 挾間町古野一〇二五番地	
〃	渡邊 佑介	〃 挾間町赤野一一一五番地一	
〃	芝野 隆行	〃 庄内町西長宝一〇六一番地	
〃	泥谷 孝茂	大分市大字野田九一二番地の一	
〃	日野 倉樹	由布市庄内町櫟木六六二番地	
〃	平松 十四生	〃 挾間町北方五二二番地	
〃	池田 慶司	福岡県大野城市上大利三丁目四番二六号	
監事	津行 俊治	由布市庄内町高岡五四九番地	
〃	中谷 正夫	大分市大字野田九八一番地の一	
〃	佐藤 和昭	由布市庄内町東大津留一四三番地	
測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第一項の規定により、次のとおり国土交通省国土地理院長から基本測量の実施について通知があった。			

平成二十八年五月二十七日

大分県報（公告）

平成二十八年五月二十七日

大分県報（公告）

平成二十八年五月二十七日

大分県知事 広瀬勝貞

一 作業の種類

基本測量（基本重力測量）

二 作業の地域

大分市

三 作業の期間

平成二十八年七月十九日から平成二十九年三月三十一日まで